

石綿じん肺訴訟 初の判決

患者・遺族が勝訴

長野地裁「23人に1億9029万円払え」

長野市川中島町御膳(みくろ)一四四の平和石綿(株)と山本康博社で三十年代後半から約十年石綿の製造に従事し、今もじん肺(苦しむ元従業員と)死した同社元従業員の遺族が「じん肺」になったのは工場の粉じんが原因。またそれを暴露したのは監督行政の怠慢と、同社、親会社の朝日石綿工業(東京都中央区、安部成一社長)、それに国(長野労働基準局長)の三者を相手取り、総額四億六千二百万円余の損害賠償を求めた「長野じん肺訴訟」の判決が二十七日午前十時から長野地裁で言い渡された。

国の責任は認めず

秋元晴男裁判長は会社側の「国の責任を問うた」という旨に対し、訴訟費用を不履行の過失責任を認め、死者については原告側の主張は認められ、一人最高二千二百万円、また、「時効」をせよとの朝日石綿同一内容の責任が加算中の人には同千八百万円、遺族一人につきは訴訟費用を認め、原告の千九百八十四人の損害賠償支払を命じた。しかし、じん肺訴訟として初めて、平和石綿は原告側に責任を負った。

広がる環境汚染

解説 石綿による環境汚染は、人が肺がんが増えるおそれがある。石綿の規制強化が急務、国の責任は重大である。石綿作業場の健康被害が続いている。また「一般大気中にも石綿が浮遊している」ともいわれている。また「一般大気中にも石綿が浮遊している」ともいわれている。また「一般大気中にも石綿が浮遊している」ともいわれている。

平和石綿と山本康博社で三十年代後半から約十年石綿の製造に従事し、今もじん肺(苦しむ元従業員と)死した同社元従業員の遺族が「じん肺」になったのは工場の粉じんが原因。またそれを暴露したのは監督行政の怠慢と、同社、親会社の朝日石綿工業(東京都中央区、安部成一社長)、それに国(長野労働基準局長)の三者を相手取り、総額四億六千二百万円余の損害賠償を求めた「長野じん肺訴訟」の判決が二十七日午前十時から長野地裁で言い渡された。

秋元晴男裁判長は会社側の「国の責任を問うた」という旨に対し、訴訟費用を不履行の過失責任を認め、死者については原告側の主張は認められ、一人最高二千二百万円、また、「時効」をせよとの朝日石綿同一内容の責任が加算中の人には同千八百万円、遺族一人につきは訴訟費用を認め、原告の千九百八十四人の損害賠償支払を命じた。しかし、じん肺訴訟として初めて、平和石綿は原告側に責任を負った。

「じん肺(塵肺、セメント、ガラス、石綿、鉱物を粉じんが飛ぶる状態、働く従業員が粉じんを吸い込み、肺に沈着。患切れ、ぜんそく、心臓障害、体力低下などの障害を引き起こす職業病。粉じんの種類により理(けい)肺(矽肺)、石綿肺など区別される。石綿粉じんの種類はミクロン(μ)の千分の一単位で、吸い込み、肺細胞に突きささり、体外に排出されない。

を結成、五十二年に提訴した。平和石綿に対しては、資本金、技術援助を行っていた親会社としての連帯責任。また、国に対しては、平和石綿を早く「粉じん指定工場」に指定し、職場内定期健康診断を義務付けることをしなかつた監督行政の責任を指摘していた。

また、石綿によるじん肺訴訟では初めての判決であり、特に石綿工場の従業員が肺がん死は一般の七倍近いとの学会報告も出され、この裁判に強い関心が寄せられている。

平和石綿は、昭和二十四年の設立。現在は資本金三千万円、従業員は約百人。